

別記

様式第 1 号(第 7 条関係) (この申請書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、
草刈機等の受取時にこの用紙を持参すること)

物 品 借 用 申 請 書

借 用 物	名称	数量
	自走式草刈機(平面用)	
	自走式法面草刈機(平面用・法面用)	
	リモコン式草刈機(RCHR800A)	
	リモコン式草刈機(ILD01)	
	燃料携行缶	
	アルミブリッジ	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用の目的 及び場所 〔具体的に記載 ること〕		
財産に関する条例 第 10 条に規定する 無償又は減額借用 の場合はその根拠 及び理由	河川パートナーシップ事業活動に使用するため	
有償・減額・無償 の別	無償	
その他参考となる 事 項		
上記のとおり物品を貸付くださるよう申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 土木事務所長 殿		

様式第 2 号(第 7 条関係) (この借用書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、
草刈機等の受取時にこの用紙を持参すること)
(第 8 条関係 (貸出しする草刈機に重要備品 (リモコン式草刈機) を含む場合は、借用書の代わ
りに物品貸付契約書_様式 8 号を提出すること)

物 品 借 用 書

借用物品名	名称	数量
	自走式草刈機(平面用)	
	自走式法面草刈機(平面用・法面用)	
	リモコン式草刈機(RCHR800A)	
	リモコン式草刈機(ILD01)	
	燃料携行缶	
	アルミブリッジ	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用目的	河川パートナーシップ事業活動に使用するため	
使用場所		
1 借用物品の引渡し、使用、清掃及び返還に要する費用（使用目的等により特に借用者に負担させることが適当でないと認めたものを除く。）は、借用者において負担すること。 2 借用物品を修繕（軽微な修繕を除く。）その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 3 借用物品について県の返還要求があったときは、借用期限到来前にあっても直ちに返還すること。 4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。 5 借用物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にしないこと。 6 借用物品の使用目的以外の目的に使用しないこと。 7 借用物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。 8 借用者の責に帰する理由により借用物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償すること（借用者の負担において現状に回復した場合を除く。）。 9 自走式草刈り機械及び自走式法面草刈り機械の返却時は給油可能量の上限まで給油すること。 上記の各事項を遵守して借用します。 令和 年 月 日 借用者 住所 氏名 印 宮 崎 県 知 事 殿		

殿

〇〇土木事務所長

草刈機等貸出承諾書

年 月 日付けで申請のありました草刈機等の貸出については、草刈り機械等の貸出しに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記の条件を付して承諾します。

記

貸出許可日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
貸出許可草刈り機械等及びその台数	台	リモコン式草刈機(RCHR800A)		
	台	リモコン式草刈機(ILD01)		
	台	【平面】自走式草刈機 (H R C 6 6 4)		
	台	【法面】自走式法面草刈機 (G C - M 5 0 0)		
	缶	燃料携行缶 (空の状態)		
	セット	アルミブリッジ		
貸出内容	使用目的 河川名 使用場所 代表者	貸出許可申込書のとおり		
貸出承諾条件	1 草刈機等の運転費用や運搬にかかる費用は借受者が負担すること。 2 申込者の故意又は重過失により、草刈機等に故障若しくは破損が生じた場合又は亡失した場合の修繕又は買替に要する費用は借受者が負担すること。 3 草刈機等を、定まった用法に従い使用すること。 4 草刈機等を転貸し、又は借り受けた目的以外の目的に使用しないこと。 5 〇〇土木事務所長の許可なく草刈機等の改造、修繕その他現状を変更する行為をしないこと。 6 草刈作業によって生じた刈草の処理についてはパートナー要領の草刈り作業完了報告書(様式第4-1号)内で申請した処分方法に従うこと。 7 草刈活動中の事故又は第三者との紛争は、借受者の責任において対処すること。 8 次の事由が生じたときは、速やかに〇〇土木事務所長に報告すること。 (1) 承諾に当たり付された条件の履行ができなくなったとき。 (2) 草刈作業を中止するとき。 (3) 草刈機等に破損、故障その他の異常が生じたとき。 (4) 草刈機等の操作により、草刈作業に従事する者が負傷したとき。 (5) 草刈機等の操作により、河川管理施設その他の工作物を損傷したとき。 (6) 草刈機等の操作により、第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。 (7) 草刈作業中に河川管理施設その他の工作物の異常を発見したとき。 9 草刈機の返却時に、草刈作業中の泥はねによる汚れ、駆動部等への草の巻き付きなどがある場合は清掃の上返却すること。 10 故障のため貸出しが困難となり、承認を取り消す場合があること。			

※草刈機等貸出時に、この承諾書、借受者本人が確認できるもの (運転免許証、マイナンバーカード等) を御持参ください。

年 月 日

殿

〇〇土木事務所長

草刈機等貸出不承諾書

年 月 日付けで申請のありました草刈機等の貸出については、下記の理由により認めることができませんので御了承願います。

記

貸出を認めることができない理由	
-----------------	--

担当

草刈り機械等確認表

確認結果の記入方法 良好：○，修繕を要する：×

確 認 項 目			確認方法	現況確認 (貸出時)	現況確認 (返却時)	備考
確認箇所		確認内容				
自走式 草刈機 または リモコン式 草刈機	外観	変形及び損傷の有無	目視			
		汚れ	目視			草の絡まり、 泥
	エンジン	オイルの量と性状	目視、触診			
		オイルの漏れ	運転、目視			
		燃料の漏れ	運転、目視			
		始動性	運転			
		排気の色	運転、目視			
		異音、振動	運転、聴診			
	作業装置	カッターの状況	目視			
		異音、振動	運転、聴診			
		安全装置(クラッチ)	運転			
		ナイフベルト	目視、触診			
	走行装置	異音、振動	運転、聴診			
		安全装置(クラッチ)	運転			
		速度切換装置	運転			
		走行ベルト	目視、触診			
燃料携行缶	外観	変形及び損傷の有無	目視			
アルミブリッジ	外観	変形及び損傷の有無	目視			

管理番号 _____

■貸出

年 月 日

上記のとおり確認しました。

署名 _____ 土木事務所：

借 受 者： _____

■返却

年 月 日

上記のとおり確認しました。

署名 _____ 土木事務所：

借 受 者： _____

様式第6号(第14条関係)

物 品 貸 付 整 理 簿

品 名	
-----	--

借受者 住所氏名	貸 出			返 却				
	日付	管理番号	数量	日付	管理番号	数量	物品管理者 等確認印	備考

(注) 管理番号欄には、備品の場合は貸し出す備品の備品番号を、消耗品の場合は各所属で管理番号を設定し記入する。
(注) 返却時の物品管理者等確認印は物品管理者又は物品取扱者が押印する。

事 故 発 生 報 告 書

西臼杵支庁長
または土木事務所長 殿

住 所 _____
団体名 _____
(代表者名) _____

当事務所管内で実施している「河川パートナーシップ事業」の河川草刈作業において、下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

受傷者 住所 _____ 電話 _____
 氏名 _____ 年齢 _____

事故発生時 令和 年 月 日 時 分頃 _____

事故発生場所 _____

事故の原因、状況等

.....
.....
.....
.....
.....

※状況が把握できる写真を別途添付すること

物 品 貸 付 契 約 書（無償貸付の場合）

宮崎県〇〇土木事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇の会 代表 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、下記物品の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（目的）
第 1 条 甲は、乙に次に掲げる物品（以下「貸付物品」という。）を無償で貸付け、乙は、これを借受けるものとする。

物品の名称	規 格 (長さ*幅*高さ[mm]) (重量[kg])	数 量	備考（備品番号等）
自走式草刈機 (HRC664)	1,670×810×950 200kg		〇〇〇〇
自走式法面草刈機 (GC-M500)	1,963×597×592 60kg		〇〇〇〇
リモコン式草刈機 (RCHR800A)	1,895×1000×960 348kg		〇〇〇〇
リモコン式草刈機 (ILD01)	1,360×1,200×913 288kg		〇〇〇〇
燃料携行缶	容量 20L		〇〇〇〇
アルミブリッジ	300mm×1800mm (幅×長さ)		〇〇〇〇

2 乙は、貸付物品を河川パートナーシップ事業の草刈りのため使用するものとする。
（貸付期間）

第 2 条 貸付物品の貸付期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。
（費用の負担）

第 3 条 この契約の締結及び貸付物品の引渡し、使用、維持及び返還に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は貸付物品の返却時は給油可能容量の上限まで給油して返還し、その費用を負担するものとする。

3 エンジンオイル及び刈刃等消耗品の交換に要する費用並びに貸付物品の修繕に要する費用は甲が負担するものとする。なお、借用物品を修繕（軽微な修繕を除く。）その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。

(権利譲渡等の禁止)

第4条 乙は、貸付物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、貸付物品を使用目的以外の用途に供してはならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、貸付物品の全部又は一部を亡失し、または損傷したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、貸付物品を亡失した場合、又は故障若しくは破損が生じた場合は、買替又は修繕に要する費用を乙が負担しなければならない。

(貸付物品の返却)

第8条 乙は、貸付期間満了日までに、貸付物品を返却しなければならない、借用物品について県の返還要求があったときは、借用期限到来前にあっても直ちに返還すること。

2 乙が、貸付期間の満了後においても貸付物品を返却しないことにより、甲に損害を与えた場合は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

(協議等)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県 ○○土木事務所長

乙 ○○市○○町○○番地
○○○の会（河川パートナーシップ事業団体名）
代表 ○○ ○○（代表者氏名） 印